

中小建設業者の現状と社会的役割

山 本 篤 民
(日 本 大 学 商 学 部)
(専 任 講 師)



東日本大震災は、太平洋沿岸の東北地方を中心とした広範な地域に未曾有の被害をもたらした。建設産業は、震災発生直後から人命の救助や被災地の復旧・復興に尽力している。東日本大震災を契機として、建設産業の役割が改めて注目されている。しかし、地域の建設業者は、これまでも各地で発生した災害への対応や豪雪地域の除雪作業などを担ってきた。こうした災害への対応は、緊急を要することから地域を拠点とする建設業者の活動が不可欠である。また、災害に強い社会インフラの整備にあたっては、地域の気候や地理的状况を把握している地元の建設業者がもっとも適しているといえよう。

しかし、近年、地域を拠点とする建設業者を取巻く経営環境は厳しさを増している。国内の建設投資額は、1992年度の84兆円をピークとして、2011年度には42兆円（見込み）まで減少している。公共事業費の削減や景気の低迷により、建設投資は減少傾向にある。このような建設投資の減少にともなって、建設業者数も減少を辿っている。建設許可業者数は、1999年度に約60万業者を記録したが、その後は減少を続けて2011年度には約48万業者となっている。地域の建築工事や土木工事を主に担ってきた、いわゆる地場ゼネコンや、その下請として工事を施工する専門工事業者の倒産や廃業が続いている。これらのほとんどが中小建設業者である。中小建設業者の減少が続くならば、今後、地域における災害対応や除雪、社会インフラの整備を実施していくことが困難になると危惧されている。

こうした状況に対して、国も建設産業の課題を検討してきた。そのなかで建設産業政策の柱になるものとして注目すべきものは、2011年6月に発表された「建設産業の再生と発展のための方策2011」（以下、「方策2011」とする）と2012年7月に発表された「建設産業の再生と発展のための方策2012」（以下、「方策2012」とする）である。これらは、国土交通大臣の指示のもとに建設産業戦略会議によってとりまとめられた。

さて、「方策2011」は、これまで述べてきたことと同様に、地域の建設業者が災害の対応や除雪、社会インフラの維持管理のうえで不可欠な存在であると認めている。しかも、特に地方圏で建設業者の企業体力の低下、小規模化等が進んでおり、地域社会の維持に支障をきたす懸念も生じていると指摘している。しかし、その一方で「方策2011」の基本認識として、建設産

業は建設投資額に対して過剰供給構造にあることが示されている。この過剰供給構造こそが、地域の建設業の疲弊や雇用環境の悪化などの問題を引き起こしていると論じている。この基本認識は、「方策2012」にも引き継がれている。

このような基本認識にもとづいて「方策2011」や「方策2012」では、過剰供給構造を解消するためには不良不適格業者を排除していくことが必要だと指摘している。不良不適格業者とは、社会保険等の未加入企業や技術者の育成や現場の適正配置を行っていない業者を指している。筆者は、不良不適格業者を市場から排除することは必要であるが、むしろ、こうした業者が発生する構造そのものを改善することが重要であると考えている。単に不良不適格業者を排除するだけでは、建設産業の健全な発展を促すことができないばかりか、東日本大震災を契機として各地で顕在化している建設技能者不足を解消することはできないからである。

そこで、建設業者が社会保険等の加入を逃れる背景を考えたい。まず、その背景としては、工事を施工する下請の建設業者が受取る請負単価のなかに本来盛り込まれているべき現場労働者の法定福利費部分が圧縮・削減されてしまっていることがあげられる。もちろん、悪意で社会保険等に未加入となっている建設業者も存在すると考えられるが、採算割れ単価での指値発注を請けざるをえない下請建設業者も少なくない。こうした状況下にある建設業者は、社会保険の費用がまかなえなくなり、結果として社会保険未加入にならざるを得ないのである。あるいは、自ら現場労働者を雇用することが困難になり、雇用関係のない形に労働者を“独立”させることになる。そのため、下請建設業者が技能労働者を育成することや、現場に適正に配置することも困難になっているのである。

このような状況を改善していくためには、法定福利費を含む適正な工事代金が現場労働者を雇用する下請建設業者に支払われるようにしなければならない。そのためには、まず、公共工事が模範となることで、建設産業における契約や取引の慣行を改善していくことを期待したい。公共工事の発注者である国や地方自治体は、実際に工事を施工している下請建設業者まで法定福利費がいきわたるよう元請建設業者を指導することが求められる。この点に関しては、各地の自治体で進んでいる「公契約条例」制定の動きに注目したい。しかし、公共工事に関わらず、下請契約関係には指値発注のような片務性をともなう契約がしばしばみられる。このような不公平な契約や取引が行われないう、国や地方自治体は監督体制を強化しなければならない。

今後も中小建設業者が地域の人々の生命や安全な暮らしを守る役割を担っていくためには、法定福利費をはじめ適正な積算にもとづく工事代金が支払われる必要がある。そうでなければ、中小建設業者の経営が維持されないばかりか、建設技能者の育成や技能の継承も困難になる。不良不適格業者の排除も必要であるが、まずは建設産業において公平な契約や取引のルールを確立することが急務である。